

### 3. 検討事項に係る参考資料

#### ( 1 ) 非常時に関する検討

##### 『 広域防災拠点を活用した地方公共団体等の相互調整のあり方』に関する資料

- 平成 12 年 12 月 14 日に出された中央防災会議主事会議申合せによる「現地対策本部」の役割 (2)
- 大規模災害時等における緊急の消防広域応援体制 (4)
- 緊急消防援助隊出動体制の概要 (5)
- 緊急消防援助隊の部隊編成等について (6)
- 受援計画策定マニュアルで示した受援計画に必要とされる項目 (8)
- 緊急消防援助隊の主な活動実績 (9)

##### 『 広域応援およびボランティア活動のベースキャンプとしての活用方策』に関する資料

- ボランティアの主な活動実績 (10)
- N Y 同時多発テロにおけるボランティア活動 (11)
- ( 第 1 回災害ボランティアの活動環境に関する検討懇親会 資料 消防庁 )

#### ( 2 ) 平常時に関する検討

##### 『 災害ボランティアおよびそのコーディネータの育成拠点としての活用方策』に関する資料

- 防災に関する研修体制 (14)

#### 【参考】

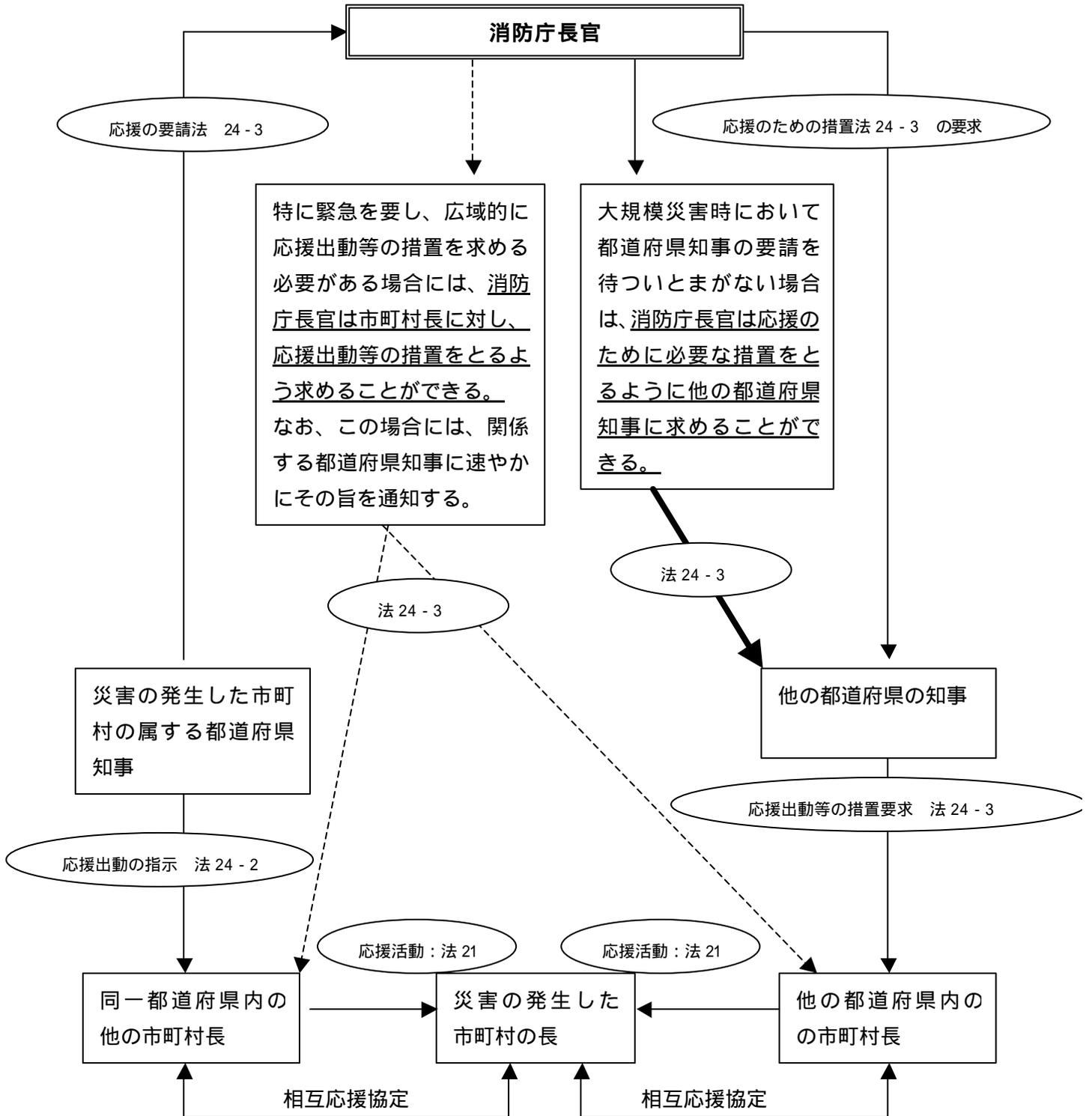
- 被害資料の再評価に基づく関東大地震の震度分布 (15)
- 関東大地震による被害要因別の死者発生数 (17)
- 東京における直下地震の被害想定 (19)
- 基礎的調査観測の対象活断層について (20)

平成 12 年 12 月 14 日に出された中央防災会議主事会議申合せによる「現地対策本部」の役割

<p><b>現地対策本部の設置</b></p>	<p>(1) この要領において、現地対策本部とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 25 条第 6 項に規定する非常災害現地対策本部又は災対法第 28 条の 3 第 8 項に規定する緊急災害現地対策本部をいう。</p> <p>(2) 内閣府は、被災地と災対法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は災対法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部（以下「本部」という。）との連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立のために現地対策本部を置くことが特に必要であると認める場合に、その旨を内閣総理大臣に報告する。</p> <p>(3) 内閣総理大臣は、内閣府からの報告に基づき、必要であると認める場合に、現地対策本部の設置を決定する。</p> <p>(4) 内閣府は現地対策本部の設置が決定されるに際し、名称、所管区域並びに設置の場所及び期間の案を作成し、内閣総理大臣の決裁を得るとともに、国会報告及び告示の手続きを開始するものとする。また、現地対策本部を緊急災害対策本部に設置する場合には閣議請議の手続きも併せて開始するものとする。内閣府は、以上の手続きと併行して、現地対策本部を設置する旨、各省庁及び被災地方公共団体に速やかに連絡するものとする。</p> <p>(5) 現地対策本部の設置は、原則として一の災害に一つとし、その名称及び所管区域は本部の名称、所管区域に準じ、設置の場所は原則として最も被害の大きいと見込まれる都道府県に、期間は現地における被災地方公共団体に対する国の支援や相互の連絡調整の必要性があると認められる間とする。</p> <p>(6) 緊急災害対策本部に現地対策本部が設置された場合において、当該災害に係る非常災害対策本部に現地対策本部が既に設置されているときは、当該現地対策本部は廃止されるものとし、緊急災害対策本部の現地対策本部が当該非常災害対策本部の現地対策本部の所掌事務を承継するものとする。</p>
<p><b>現地対策本部の所掌事務</b></p>	<p>現地対策本部は、本部の所掌事務のうち、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が防災業務計画又は地域防災計画に基づいて実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、被災地において機動的かつ迅速に処理することが適当なものとして本部長の定める事務を行う。</p> <p>具体的には、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、以下の事務について被災地の地方公共団体と本部との連絡調整を行いつつ、政府が実施する対策に係る事務を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部、指定公共機関その他の防災関係機関が実施する災害対応急対策の円滑な実施のため必要な支援、協力等を行うこととする。</p> <p><b>(1) 現地対策本部は、本部の現地機関として、以下の事務を行うものとする。</b></p> <p>被害状況、被災地の対応状況及び広域的支援状況の把握並びにこれらに関する情報の関係機関、本部等への連絡 被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達、被災地の地方公共団体との調整及び政府の行う施策についての被災地への広報 国又は国に申し出のあった機関等の支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整。 国の施設を活用した避難者の収容についての連絡調整 政府調査団、大臣等政府関係者による現地調査、現地視察等に係る日程等の連絡調整 その他現地対策本部の役割を果たすために必要な事務</p> <p><b>(2) 現地対策本部は、本部の指示により、又は都道府県等からの要請を受け、都道府県災害対策本部等の行う以下の事務に関して、できる限りの支援を行うものとする。</b></p> <p>自衛隊、海上保安庁、警察（広域緊急援助隊を含む。）緊急消防援助隊等の広域的支援部隊及び現地の消防、警察等の行う救助・救急及び消火活動の調整 国立病院、国立大学病院、自衛隊等国の機関、周辺地方公共団体の医療機関、現地の医療機関、民間医療機関等の救護班の行う医療活動の調整 被災地における避難者の収容に関する調整 被災地における緊急輸送に関する調整 その他本部長が必要と認めたもの</p>

<p><b>現地対策本部の運営</b></p>	<p>(1) 現地対策本部長は現地対策本部設置場所に到着後直ちに現地対策本部の開設を宣言し、被害状況の把握、可能な限りの被災地方公共団体の要望聴取等を行い、以後の運営方法を現地対策本部員に指示するものとする。</p> <p>(2) 現地対策本部においては、各省庁との連絡要員の他、被災都道府県の災害対策本部との連絡要員、広報担当、庶務担当等の担当者を定めるとともに、被害状況把握、交通規制、救助・救急、消火、医療・避難者保護、緊急輸送等ごとの担当者を定めるものとする。</p> <p>(3) 現地対策本部長は、連絡要員を被災都道府県の災害対策本部に常駐させ、被災都道府県との連絡を密にするよう努めるものとする。</p> <p>(4) 現地対策本部長は、定期的に被災地方公共団体との打合せ、現地対策本部会議の開催を行うよう努めるとともに、現地の状況について現地対策本部員又はその他の職員に調査させるとともに、適宜報告を求め、必要に応じ指示を行うものとする。</p> <p>(5) 現地対策本部は本部との連絡を密にし、定期的な報告を行わなければならない。この場合において、連絡を受けた本部は本部員を通じて各省庁に情報を提供するものとする。本部は現地対策本部との連絡窓口を設け、連絡、支援を行うものとする。</p>
<p><b>現地対策本部要員予定者</b></p>	<p><b>(大規模な自然災害を想定した場合の初動期における原則的な構成)</b></p> <p>本部長内閣府副大臣又は大臣政務官  本部員内閣府大臣官房審議官(防災担当)  内閣府政策統括官付参事官(防災総括担当)付企画官  内閣官房内閣参事官  警察庁管区警察局長(東京都及び北海道にあっては警察庁警備局警備課警備管理官)  陸上自衛隊方面総監部幕僚副長  総務省総合通信局無線通信部長(沖縄にあっては沖縄総合通信事務所情報通信部長)  消防庁防災課災害対策官  消防庁震災対策室震災対策専門官  厚生労働省地方厚生局総務管理官  国土交通省地方整備局企画部環境審査官(北海道にあっては北海道開発局事業振興部長、沖縄にあっては沖縄総合事務局開発建設部長)  国土交通省地方運輸局企画部長(沖縄にあっては沖縄総合事務局運輸部長)  気象庁管区气象台技術部長(東京管区にあっては気象庁予報部主任予報官、沖縄气象台にあっては次長)  気象庁管区气象台技術部地震情報官(東京管区及び沖縄气象台にあっては気象庁地震火山部地震情報企画官)  海上保安庁管区海上保安本部警備救難部長(三～九管区にあっては企画調整官、十一管区にあっては次長)</p> <p><b>その他の関係省庁の必要と考えられる要員</b></p> <p>その他の職員内閣府政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付参事官補佐  内閣府政策統括官付参事官(地震・火山対策担当)付主査  内閣府政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付防災通信官付主査  内閣府大臣官房会計課課長補佐  内閣府大臣官房総務課秘書専門職  その他関係省庁の必要と考えられる要員</p> <p>(注) 気象庁においては、地震又は火山災害の場合は地震情報官等、風水害等のその他の自然災害の場合は技術部長等とし、消防庁においては、地震災害の場合は震災対策専門官、風水害等のその他の自然災害の場合は災害対策官とする。</p> <p>実際の災害時には状況に応じ追加、省略、変更がありうる。また、事態の推移に応じ関係省庁等の要員の追加、変更等を行うこととする。</p>

# 大規模災害時等における緊急の消防広域応援体制



法は、消防組織法である。